

●香川県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年3月18日から同年4月7日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺大野原線（24号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市中田井町字栗屋1178 番2地先から	前	8.1~9.3	73	交通安全施設事業による 歩道整備
観音寺市中田井町字黒嶋1961 番地先まで	後	12.3~14.0	73	